



広報

おおだて 4月号



大館駐在所
TEL 25-5110

自転車事故を防止しよう



道路交通法では、自転車は「軽車両」に分類され、「車両」の仲間となります。自動車と同じように守らなければならないルールが定められています。令和5年4月1日より自転車利用時の乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

●自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



●自転車運転者講習

「危険行為」を繰り返す自転車運転者に、「自転車運転者講習」の受講が義務づけられています。

ルールを守って、交通事故の加害者にも被害者にもならないようにしましょう。

春の全国交通安全運動のお知らせ

- 期間 令和6年4月6日（土）から4月15日（月）までの10日間
※4月10日（水）は「交通事故死ゼロを目指す日」です。
- こどもが安全に通行・横断できるよう交通環境を整えましょう。
- 歩行者優先意識を浸透させ、運転者は「思いやり・ゆずり合い」運転を心がけましょう。



お知らせ

令和6年度の大館駐在所勤務員は昨年に引き続き、2名体制となりました。

地域の皆様、本年度もよろしくお願ひします。



令和6年4月15日から運転免許証更新の受付時間が変更になります

即日交付施設	受付時間	
青森県運転免許センター 弘前自動車運転免許試験場 八戸自動車運転免許試験場 むつ自動車運転免許試験場	優良・一般・違反・初回講習 8:30~9:30	13:00~13:45 ※変更なし
	高齢者講習受講済みの方 9:40~10:15	

- ※ 受付日に変更はありません。
- ※ 午前中の受付時間のみ変更になります。午後の受付時間は変わりません。